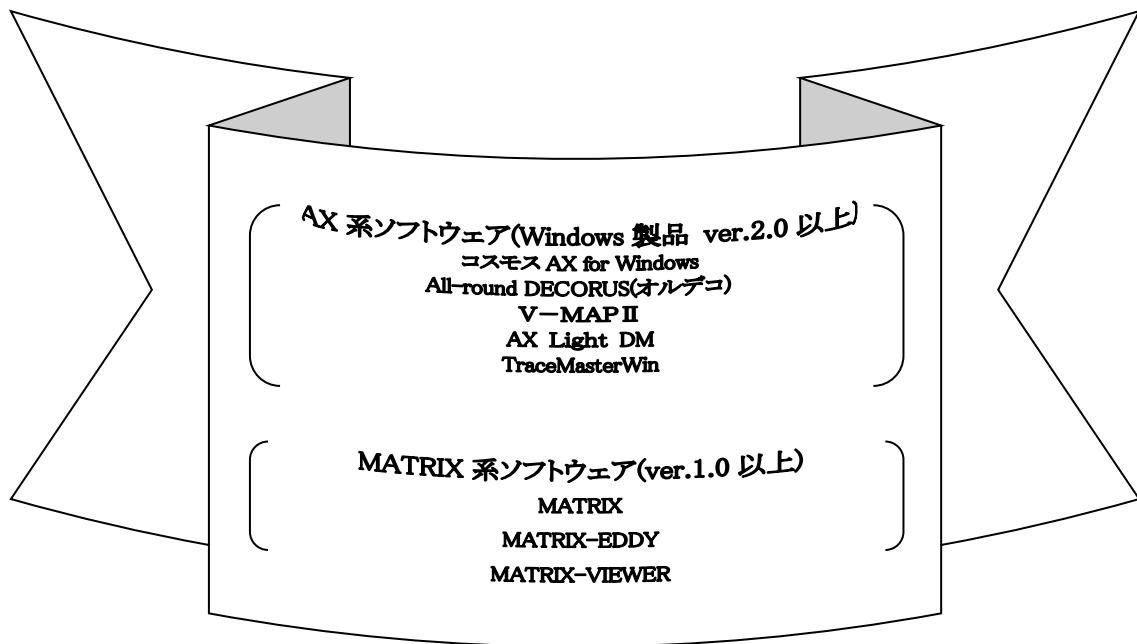


ソフトウェア保守サービス



1. ソフトウェア保守サービスのご案内
2. ソフトウェア保守サービスの内容
3. ソフトウェア使用権許諾契約書
4. ソフトウェア保守サービス約款

1. ソフトウェア保守サービスのご案内

弊社はユート工業製品の諸権利を取得し、ユート工業製品の維持管理と新規開発を目的として設立致しました。今後共お客様に充実したサービスを提供するため、AX系ソフトウェア（Windows製品 ver2.0以上{コスモスAX for Windows、All-round DECORUS（オルデコ）、V-MAPⅡ、AX Light DM、TraceMasterWin（TraceMasterは株式会社ピーエストラスト殿の商標です）}及びMATRIX系ソフトウェア（ver1.0以上）{MATRIX、MATRIX-EDDY、MATRIX-VIEWER}のソフトウェア保守サービスをご提案しています。

保守サービスにご登録のお客様には、次のサービスを提供させていただきます。

- 登録期間内のバグフィックス等の内容が適時かつ確実に無償で配布されます。
- 登録期間内にリリースされた新製品もしくはオプションソフトウェアが特別価格で購入できます。
- 当社のCADビューワ「AX View」、 「MATRIX VIEWER_L」が無償提供されます。

また、保守サービスにより次のようなメリットも享受できます。

- メンテナンス費用の計画的予算運用が可能で、予算計画が立てやすくなります。
- 保守サービス対象の製品についてのご質問等に対して、最優先して対応いたします。
- 最新のテクニカル情報、メンテナンス情報などのご提供を行ってまいります。

弊社は技術専門会社のため、製品及びサービスのご用命は弊社のビジネスパートナーである特約店にお願い致したく存じます。

ビジネスパートナー（特約店）一覧（敬称略、順不同 2020年1月現在）

・(株)ピー・エス・トラスト 殿	神奈川県川崎市多摩区三田1-26-28	044-978-0221
・エール(株) 殿	兵庫県西宮市生瀬町1-13-7	0797-87-3921
・(株)マツキ 殿	広島県広島市安芸区矢野南2-2-3	082-881-0055
・UEDA 殿	愛媛県松山市鷹子町979-5	089-970-6540
・G・ASKOWM 殿	福岡県大野城市大池2-16-18	090-5949-7151
・UYサービス 殿	福岡県福岡市南区五十川2-12-8-402	092-586-6632
・エムエスケイ 殿	福岡県糸島市新田324-1	090-8220-2211

本サービスをご利用頂く事により、アンソ製品をよりリーズナブルかつ安心してご利用頂ける環境が提供されます。ぜひこの機会に保守サービスのご登録をご検討頂きますようお願い申し上げます。なお今後とも一層のサポート充実に努める所存ですので、ご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。なお、内容の詳細は次ページを参照ください。

株式会社アンソ 代表取締役 秋本 浩
〒560-0054 大阪府豊中市桜の町4-6-21-101

2. ソフトウェアサービスの内容

① 保守サービス対象商品（以下本製品と称す）

AX系ソフトウェア（Windows製品 ver2.0以上）

- ・コスモスAX for Windows、All-round DECORUS（オルデコ）、V-MAP II、AX Light-DM
- ・TraceMasterWin（TraceMasterは株式会社ピーエストラスト殿の商標です。）

MATRIX系ソフトウェア（ver1.0以上）

- ・MATRIX、MATRIX-EDDY、MATRIX-VIEWER

② 保守サービスの種類と金額（消費税別）

- ・新規保守サービスA： ¥100,000.-（5セット以内／1事業所）
- ・新規保守サービスB： ¥140,000.-（6～10セット／1事業所）
- ・新規保守サービスC： 別途見積（11～30セット／1事業所）
- ・新規保守サービスD： 別途見積（31セット以上／1事業所）
- ・継続保守サービスA： ¥90,000.-（5セット以内／1事業所）
- ・継続保守サービスB： ¥130,000.-（6～10セット／1事業所）
- ・継続保守サービスC： 別途見積（11～30セット／1事業所）
- ・継続保守サービスD： 別途見積（31セット以上／1事業所）
- ・再保守サービスA： ¥110,000.-（5セット以内／1事業所）
- ・再保守サービスB： ¥150,000.-（6～10セット／1事業所）
- ・再保守サービスC： 別途見積（11～30セット／1事業所）
- ・再保守サービスD： 別途見積（31セット以上／1事業所）

③ 保守サービス期間

保守サービス申込書にてお申し込み頂いた月の翌月1日から1年間。その後サービス期間満了日迄にお申し出が無い場合は自動的に継続いたします。

④ 保守サービスの内容

ソフトウェアサポート

- ・保守サービス期間内のソフトウェア品質保証（改修等）が無償で受けられます。
- ・保守サービス期間内の電話サポートを無償で受けられます。

ソフトウェアパワーアップ

- ・保守サービス期間にリリースされた新製品もしくはオプションソフトウェアが特別価格で購入できます。
- ・リリース情報及び特別価格に関してはその都度ニュースとして、ご連絡します。

ソフトウェアトピックス

- ・当社のCADビューワ「AX View」、「MATRIX VIEWER_L」を無償提供致します。当社CADデータやDM、DXF等を表示、印刷できるソフトウェアで、官公庁や発注元へ再配布可能な条件でご提供します。

その他

- ・保守サービス期間内にプロテクト交換が必要になった場合、1本に限り特価でご提供します。（保守サービスご登録時にプロテクト番号の事前登録が必要です。）
- ・全てのサービスに関してはソフトウェア使用権許諾契約書に準じます。

3. ソフトウェア使用権許諾契約書

本契約は株式会社アンソ（以下「アンソ」という）のソフトウェア製品（以下「本製品」という）に関し、お客様に対して下記事項に基づき譲渡不能の非独占的使用権を許諾するものです。お客様が本契約の記載条件に同意されない場合は納入当日中に本製品をアンソへご返却下さい。これ以外の場合には本契約に同意いただいたものとします。

記

第一条 定義

1. 「本製品」とはアンソが納入する「ソフトウェア」及び「関連資料」を意味します。
2. 「ソフトウェア」とはコンピュータプログラム及びプロテクトボードまたはハードロックを意味します。
3. 「関連資料」とはソフトウェアの使用方法を説明する取扱説明書類を意味します。
4. 「バージョンアップ」とはコンピュータプログラムの機能改変及び機能追加、バグ修正等を行うことを意味し、基本的にはソフトウェアバージョンの認識変更（V1.0からV2.0への変更、V2.1からV2.2への変更）であらわします。
5. 「グレードアップ」とはコンピュータシステムを上位の機種に変更することを意味しCPUあるいはメモリ、ウィンドウアクセラータ等が上位に位置付く機種への変更を指します。
6. 「新製品」とは新たに設計開発したソフトウェアを意味し、基本的には新たに製品名あるいは商品名が付加されます。ただし製品名あるいは商品名が新たに付加されない場合においてもアンソが特に定める場合は新製品として定義します。

第二条 本製品の権利

本製品はアンソが所有権及び著作権を所有し、使用許諾権を保有しています。

第三条 使用条件

1. 本契約書は納入当日から発効し、アンソはお客様に対し本製品の使用権を永久的で譲渡不能かつ非独占的を条件に許諾するものです。
2. ソフトウェアはお客様から契約時または納入時に指示いただいた1台のコンピュータシステムにおいてのみ使用することができます。ただしアンソが特に認めた場合、他のコンピュータシステムへの変更を有償にて行うことができます。また、グレードアップにより他の上位のコンピュータシステムへの変更も同様に有償にて行うことができます。いずれの場合も第六条に則って本契約が適用されるものとします。
3. ソフトウェアのうちコンピュータプログラムを1部に限りバックアップとして複製することができます。このバックアップについてもアンソが第二条の権利を有し本契約が適用されるものとします。

第四条 制限事項

お客様は次の行為を行わないものとします。

- ・本製品の複製、改造、他の目的のための転用。
- ・本製品の譲渡、再使用許諾、転売、貸与、レンタル。
- ・本製品に具現化されるアルゴリズムまたはアイデア、技術、技法の第三者への開示。

第五条 保証範囲

1. アンソは本製品の品質及び機能、性能、お客様の使用目的への適合性等に対するあらゆる明示または黙示の保証を行わないものとします。
2. アンソはいかなる場合においても本製品の使用または使用不能に起因する全ての損害について一切の賠償責任を負わないものとします。
3. アンソの責任はいかなる場合においても、お客様が本製品の対価として支払った金額を超えるものではないものとします。

第六条 サービス

1. アンソは本製品の納入後に保守サービスにご登録されているお客様に対して無償にて電話によるサポートを行います。ただしサポートはお客様ご本人に対してのみ実施します。
2. アンソはお客様がご使用中に破損、汚損した関連資料を有償にて交換します。
3. アンソが特に認めた場合、お客様は使用しているコンピュータシステムから他の同等なコンピュータシステムへのソフトウェアセットアップ変更を有償にて行うことができます。この変更はお客様からの依頼によりアンソが同等と承認したコンピュータシステムに限ります。なお、お客様がアンソの承諾なしにコンピュータシステムを変更された場合は本条に記載のサービスが一切受けられなくなるものとします。
4. お客様は使用しているコンピュータシステムから他の上位のコンピュータシステムへのグレードアップを有償にて行うことができます。なお、お客様がアンソの承諾なしにコンピュータシステムを変更された場合は本条に記載のサービスが一切受けられなくなるものとします。
5. アンソは不定期かつ事前の予告なしに無償もしくは有償にてバージョンアップを行います。
6. アンソは不定期かつ事前の予告なしに瑕疵についての改修を行います。
7. アンソは不定期かつ事前の予告なしに有償にて新製品の提供を行います。
8. 上記サービスの詳細に関しましては、ご購入販売店もしくはアンソへお問合せ下さい。

第七条 有効期間

1. 本契約の有効期間は本契約成立時からお客様が本製品の使用を停止するまでとします。
2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合アンソは即座に本契約を解除しお客様のご使用を終了させることができるものとします。
3. 本契約が終了した場合、お客様は速やかに本製品及び複製物をアンソに返却するものとします。

第八条 一般事項

お客様及びアンソは本契約に関して発生した紛争について大阪地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

本契約に関するご質問は、弊社特約店までお問合せ下さい。

4. ソフトウェア保守サービス約款

第1条（目的）

株式会社アンソ（以下、乙といいます）は、お客様（以下、甲といいます）が表面記載の対象ソフトウェアを円滑に使用するためのソフトウェア保守サービス（以下、保守サービスといいます）を、次条以下に定める条件で提供します。

第2条（保守サービスの定義）

- ソフトウェアサポート
 - 保守サービス期間内のソフトウェア品質保証が無償で受けられます。
 - 保守サービス期間内の電話サポートが受けられます。
 - 保守サービス期間中に発見されたソフトウェアの瑕疵について、対応出来次第無償で改修または交換を行います。
- ソフトウェアバージョンアップ
 - 保守サービス期間内のソフトウェアバージョンアップは基本的に無償で提供します。ただし乙が有償と定めた内容に関しては、有償による提供となります。
- ソフトウェアパワーアップ
 - 保守サービス期間内にリリースされた新製品もしくはオプションソフトウェアが特別価格で購入できます。
 - リリース情報及び特別価格に関してはその都度ニュースとして、ご連絡します。
- ソフトウェアトピックス
 - 当社CADビューワ「AX View」、「MATRIX VIEWER_L」を無償で提供します。これらビューワは、当社CADデータやDM、DXF等を表示、印刷できるソフトウェアで、官公庁や発注元へ再配布可能な条件でご提供します。
- その他
 - 保守サービス期間内にプロテクト交換が必要になった場合、1本に限り特価でご提供します。（保守サービス登録時にプロテクト番号の事前登録が必要です。）
 - 全てのサービスに関してソフトウェア使用権許諾契約書に準じます。

第3条（対象ソフトウェアの定義）

AX系ソフトウェア（Windows製品 ver2.0以上）

- コスモスAX for Windows
- All-round DECORUS（オルデコ）
- V-MAP II
- AX Light-DM
- TraceMasterWin
(TraceMasterは株式会社ピーエストラスト殿の商標です。)

MATRIX系ソフトウェア（ver1.0以上）

- MATRIX
- MATRIX-EDDY
- MATRIX-VIEWER

第4条（保守サービスの内容）

- 乙は表面記載の甲のご担当者に対して、表面記載の登録期間内において、対象ソフトウェアに関する保守サービスを提供します。
- 甲は、担当者名、対象ソフトウェアの使用場所、その他の事項に変更が生じた場合に速やかに弊社特約店もしくは乙にその旨通知するものとします。

第5条（保守サービスの料金）

1. 保守サービス料金は表面記載のとおりとし、甲は弊社特約店指定の方法で支払うものとします。
2. 本登録が第6条に基づいて更新される場合に、乙は別途甲と協議のうえ、サービス料金を変更することができます。

第6条（責任の制限）

1. 乙は、本製品の障害および乙が提供したサービスに起因した本ソフトウェア内のデータの破壊や業務停滞等の事情により甲に生じた損害については、乙の予見の有無を問わず、一切その責任を負わないものとします。
2. 甲は、本ソフトウェアおよび本ソフトウェア内のデータについて、自己の責任において必ずバックアップコピーを行うものとします。

第7条（有効期間）

本登録の有効期間は、保守サービス登録証に記載のとおりとします。なお、期間満了日迄に甲より何らの申し出もないときは、保守サービスを自動的に継続いたします。

第8条（不可抗力免責）

天災、地変、交通機関の事故、その他不可抗力による保守サービスの全部または一部の履行遅延が生じた時は、乙は免責されるものとします。

第9条（別途協議）

本条項に定めない事項または何れかの条項に対して疑義が生じた場合は、両者は誠意をもって協議の上解決するものとします。